

スプリンクラー義務化が 「暮らす場」の選択肢を奪わないように

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

今年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」で火災が発生し、入居者5名が亡くなりました。これを受けて消防庁では、高齢者と障害者の両分野で火災対策の検討部会を設け、スプリンクラー設置義務化の検討を開始し、障害分野の「障害者施設等火災対策検討部会」では、**グループホーム等の「床面積が275㎡以上」という基準を撤廃し、規模に関係なく設置を原則義務化する**、という方向性が示されています。

設置義務化は多くの人に影響がある

各地でつくられているグループホーム等は、家庭的な雰囲気や個別の生活を尊重するため、町中の一般の民家を利用し、かつ4～5人が入居しているところが多い。床面積の基準撤廃により、こうした民家転用型のものをはじめ、多くのグループホーム等がスプリンクラー義務化の対象となる可能性が出てきます。

現在、**区分4以上が8割以上（6項口）を占めるグループホーム等は、全体の11・4%**となっており、約9割が義務化の対象外となります。しかし、入居者の程度区分は心身の状況や高齢化などによって変わり、特に**障害のある人の高齢化や入所施設等からの地域移行が進むにつ**

れ、「**区分4以上が8割**」の比率は上がっていくことが予想されます。また、障害支援区分への制度切り替えがどのように影響するのかも不透明です。「9割のグループホーム等には関係ない」では済まない大きな問題です。

スプリンクラー設置が原則義務化された場合、もっとも懸念されるのはグループホーム等の設置が滞ることです。現在、グループホーム等の71%が賃貸物件で、建物設備の改修は多くの場合、大家の負担です。**多額の費用負担が敬遠されて賃貸契約を解除されたり、グループホーム用途で借りられる物件が少なくなったり**といった事態が容易に想像されます。

グループホーム等の需要はますます高まっていますが、**スプリンクラー設置義務化によって供給が滞り、障害のある人が暮らす場の選択肢が限られてしまうこと**になります。

本当に有効な火災対策は？

私たちは、火災を防ぐためのスプリンクラーの有効性について、否定するわけではありません。しかしながら、出火原因として最も多い放火など建物外の出火については必ずしも有効とは言えません。

特に、建物規模の比較的小さいグループホーム等の場合、設備などハード面の対

策とあわせて重要なのが避難訓練といったソフト面の対策です。入居者が1秒でも早く脱出するためにはどのような避難のあり方が有効で、そのためにはどのような避難訓練が必要なのか検証し、実践していく必要があります。しかしながら、多くの現場で重きが置かれているのは職員による避難誘導の訓練で、例えば、知的障害のある人が自力で避難するための訓練は多くはないように思います。

また、少ない職員での対応には限界があるため、近隣住民の協力も欠かせません。火災時に救助された入居者を安全な場所で見守るなど、近隣住民の方の協力は非常に大きな要素とされています。

検討部会でもこうしたソフト面の議論が進められていますが、**スプリンクラー設置**といった**ハード面の議論のほう**が先行している感はぬぐえません。

障害のある人の暮らす場が限られる

スプリンクラー設置を免除する例外規定のあり方について本稿執筆時点で消防庁事務局より提案されているのは、建物の構造として「延焼抑制構造の区画を有する」「壁・天井の不燃性が高い」というものです（現行の275㎡以上1000㎡未満の施設と同様）。しかし、特に前者については大幅な改修工事が必要となり、多額の費用負担が発生することになりはなりません。

繰り返しになりますが、私たちとしてはスプリンクラーなどハード面での火災対策を否定するつもりはありません。火災に対する入居者や職員、近隣住民等の不安についても理解します。しかし、規模

の小さいグループホーム等が一般住宅と比較して火災のリスクが高いことを示す統計は、検討部会では提示されていません。このように、**グループホーム等の火災対策として本当にスプリンクラーが効果的なのか、きちんとした検証がなされないまま義務化の議論が進むことに疑問**を感じています。加えて、義務化によりグループホーム等の供給が滞ったり、すでにあるグループホーム等が閉鎖されたりする恐れについて、大きな不安を感じざるを得ません。

*

障害者基本法第三条は「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」としています。また、グループホーム等は障害者総合支援法においても「住居」と位置づけられています。一般の住宅と比して過度な火災対策がなされた結果、住まいの「**選択の機会**」が失われるようなことがあってはいけません。グループホーム等の火災対策は、一般住宅の防火体制底上げの議論において検討されるべきと考えます。